

岩手県監査委員告示第 10 号

監査結果の公表（平成 19 年岩手県監査委員告示第 20 号、第 22 号及び平成 20 年監査委員告示第 1 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 (1) 監査対象機関名 総務事務センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 7 月 24 日及び 25 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 9 月 10 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 10 月 5 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1 件、39,720 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	平成 19 年 9 月 3 日に返納を確認した。 今後は、通勤方法の変更手続が適時に行われるよう周知し、適正な事務執行と再発防止に努めていく。

2 (1) 監査対象機関名 釜石地方振興局企画総務部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 6 月 12 日及び 13 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 8 月 1 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 9 月 4 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが 2 件、31,223 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	平成 19 年 5 月の給与支給時に、差額分を支給した。 今後は、毎月の特殊勤務手当入力票と対象職員の手当額表によるチェックを複数の職員により行い、適正な事務執行と再発防止に努めていく。

3 (1) 監査対象機関名 岩手県大阪事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 10 月 3 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 11 月 5 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 1 月 11 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
北東北三県大阪アンテナショップ売上金に係る岩手県分負担金の徴収に当たり、調定がなされていないものが 1 件、443,411 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	平成 19 年 11 月 28 日に納入を確認した。 今後は、主管課である総務室にも年間売上報告書を提出させる等連絡体制を強化し、適正な事務執行と再発防止に努めていく。